

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 2 月 18 日 (火) 第 592 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 1

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 1
○道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準の一部改正 (交通企画課取扱い) 2

告 示

大隅地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 2 月 18 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンターきもつき	肝属郡肝付町新富164番地3	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和7年1月31日	重度訪問介護

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第14号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 2 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pこの素晴らしい世界に祝福を！AX2	豊丸産業株式会社	4P1505
ぱちんこ遊技機	P江頭2:50 in ナナシーAX2	豊丸産業株式会社	410828
ぱちんこ遊技機	P攻殻機動隊SAC_2045A H-RS	株式会社ディ・ライト	410878

鹿児島県公安委員会告示第15号

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）の一部を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。ただし、1(1)イの改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。

令和7年2月18日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1(1)イ中「禁錮」を「拘禁刑」に、「法第119条の2第1項第3号」を「法第75条第1項」に改める。

2の表原付免許取得時講習（法第108条の2第1項第6号に規定する講習をいう。以下同じ。）の項中「原付免許取得時講習」を「原付講習」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号の講習をいう。以下同じ。）の項中「教習所職員講習」を「指定自動車教習所職員講習」に改め、同表更新時講習（法第108条の2第1項第11号の講習をいう。以下同じ。）の項中「運転免許証」の次に「等」を加える。

3の表安全運転管理者等講習の項中「財団法人」を「一般財団法人」に改め、「、自動車の運転」の次に「管理」を加え、同表原付免許取得時講習の項中「原付免許取得時講習」を「原付講習」に改め、同表教習所職員講習の項中「教習所職員講習」を「指定自動車教習所職員講習」に改め、同表更新時講習の項中「運転免許証」の次に「等」を加える。